

埼玉県小児慢性特定疾病対策地域協議会

小慢児童等が成人期に自立することができるよう、地域の支援体制を確立するため、小慢児童等の健全育成を図るとともに、小慢児童等及びその家族が、慢性疾患を抱えていても、安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

※小児慢性特定疾病対策地域協議会

…児童福祉法第19 条の23 第1 項に規定。R5年度までの名称「慢性疾病児童等地域支援協議会」

実施主体 埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市及び川口市（5 団体で共同開催）

構成 委員 15 名 任期 2 年（再任可）

- ・ 保健・医療に従事する者（医師会、専門医療機関、保健所長会、小慢審査会）
- ・ 市町村保健、福祉部局
- ・ 教育、就労支援関係機関
- ・ 患者、家族会

小慢児童等及び難病の患者への支援体制の整備を図り、かつ、必要な医療等を切れ目なく提供するため、難病対策地域協議会との連携に努めることが求められている。

小児慢性特定疾病対策地域協議会

埼玉県小児慢性特定疾病対策地域協議会での協議事項

地域における小慢児童等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する。

自立支援事業を実施するに当たり、関係機関等から意見を伺う。

令和5年度の協議事項

- (1) 小児慢性特定疾病対策の実施状況
- (2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施状況
 - ア 自立支援事業にかかる改正等について
 - イ 必須事業の実施状況
 - ・長期療養児教室
 - ・ピアカウンセリング事業
 - ウ 努力義務事業の実施状況及び今後に向けた検討
 - ・相互交流支援事業
- (3) 移行期医療支援体制整備事業について
- (4) その他小児慢性特定疾病児童等への支援策

(参考) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

概要

児童福祉法第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小慢児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行う。

自立支援事業

令和5年10月1日施行の改正児童福祉法により、小慢児童等自立支援事業の強化が図られた。

必須事業

- ・ 相談支援事業
- ・ 自立支援員による支援

努力義務事業

これまでの任意事業が
努力義務化

- ① 実態把握事業 **【新設】**
- ② 療養生活支援事業
- ③ 相互交流支援事業
- ④ 就職支援事業
- ⑤ 介護者支援事業
- ⑥ その他自立支援事業

(参考) 埼玉県における自立支援事業の実施状況

必須事業

長期療養児教室

小慢児童等とその家族について、適切な療養の確保、必要な情報の提供等の便宜を供与することで、日常生活上での悩みや不安等の解消及び小慢児童等の健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

ピアカウンセリング事業

小慢児童等を養育している親等が、日常生活を送る上で抱えている不安や悩みについて、同様の経験のある養育者等から助言を受け、養育の負担軽減を図るとともに、小慢児童等の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

努力義務事業

相互交流支援事業

小慢児童等が相互に又はボランティア等と交流することで、情報の共有を図るとともにコミュニケーション能力の向上や社会性を育み、もって小慢児童等の自立促進を図る。